

パブリックコメントの結果について

【意見募集の概要】

| | |
|-------|----------------------------------|
| 案件名 | 宿泊税の導入について |
| 募集期間 | 令和6年10月18日(金)～令和6年11月18日(月) 32日間 |
| 担当部・課 | 飛騨高山プロモーション戦略部観光課 |

【集計結果】

| | |
|--------|-----|
| 意見提出人数 | 17人 |
| 意見数 | 67件 |

【意見の検討結果】

| 項目 | |
|--------------|-----------------------------|
| ① 修正します | 意見に基づき、原案を修正するもの |
| ② 意見として承ります | 原案は修正しないが、今後の取組の参考とするもの |
| ③ 原案のとおりとします | 検討した結果、修正しないもの |
| ④ その他 | 原案に関する意見でないもの(感想や質問)に回答するもの |

【意見及び検討結果等の一覧】

| No. | 項目 | 意見内容 | 検討結果及びその理由 |
|-----|----|--|---|
| 1 | 全般 | 観光都市高山の、今後の発展、オーバーツーリズム対策として、非常に良い税制だと思います。 | ②意見として承ります 宿泊税の導入を契機に、国際観光都市として成熟した飛騨高山の観光の強みを、市のまちづくり全般に波及させることで、国内外から選ばれ続ける、住んでよし、訪れてよしの持続可能な地域づくりの実現に取組んでまいります。 |
| 2 | 全般 | 宿泊税の導入に賛成する | ②意見として承ります 宿泊税の導入を契機に、国際観光都市として成熟した飛騨高山の観光の強みを、市のまちづくり全般に波及させることで、国内外から選ばれ続ける、住んでよし、訪れてよしの持続可能な地域づくりの実現に取組んでまいります。 |
| 3 | 全般 | 宿泊税の導入は現状の高山市の観光を考えると適切な判断と考えます。 | ②意見として承ります 宿泊税の導入を契機に、国際観光都市として成熟した飛騨高山の観光の強みを、市のまちづくり全般に波及させることで、国内外から選ばれ続ける、住んでよし、訪れてよしの持続可能な地域づくりの実現に取組んでまいります。 |
| 4 | 全般 | 導入することは素晴らしいことだと思います。さすが国際観光都市の飛騨高山と全国から言われるモデルケースになることを期待しています。 | ②意見として承ります 宿泊税の導入を契機に、国際観光都市として成熟した飛騨高山の観光の強みを、市のまちづくり全般に波及させることで、国内外から選ばれ続ける、住んでよし、訪れてよしの持続可能な地域づくりの実現に取組んでまいります。 |
| 5 | 全般 | 宿泊税の導入における各自治体の動向では、現時点で検討中を含めれば愛知県常滑市や三重県伊勢市の宿泊税導入の背景や必要性など、広義の観光産業による各市の独自性があり表現こそ、微妙な違いはあるものの、高山市が言う、「持続可能な地域づくり」というキーワードは、どの立場の市 | ②意見として承ります 宿泊税の導入を契機に、国際観光都市として成熟した飛騨高山の観光の強みを、市のまちづくり全般に波及させることで、国内外から選ばれ続ける、住んでよし、訪れてよしの持続可能な地域づくりの実現に取組んでまいります。 |

| | | | | |
|---|----|--|------------|--|
| | | 民にとっても必然であり、時代の流れからも、時期が到来したものである。 | | |
| 6 | 全般 | <p>宿泊税なんて、お客様が嫌がる事は、3年、5年後にして、全国的に後発に情勢をよく分析、検討してからでも良い！経理事務も、宿泊料金、人数、障がい者、観光、仕事、派遣、出張など、宿泊目的がさまざまなので、それに対応する税制にしなければ納得して貰えないし、とんでもなく複雑、多岐になり、負担が目に見えて増大します！！又、何故、導入しなければならぬのか？今まで通りでは、何故、いけないのか？根拠が、明確でない！もっと、お客様に喜んでもらえる方法を模索すべきだと思う??</p> | ②意見として承ります | <p>高山市は、先人たちの努力により脈々と受け継がれてきた飛騨高山の歴史や文化、自然を市民一人ひとりが享受するとともに、裾野が広く、地域の人材・資源・産業を有効に活用できる観光の特徴を活かした地域づくりを発展させることで、国内外から選ばれ続ける、住んでよし、訪れてよしの「国際観光都市 飛騨高山」の実現を目指すこととしています。</p> <p>市の人口は今後急速に減少する見込みとなっており、高齢化や生産年齢人口の減少などに伴う税収減のほか、社会保障費の増加や公共施設等の老朽化に伴う更新や維持管理費の確保などが必要であり、地域の活力低下や人材確保に加え市内消費の減少への影響が懸念される中で、国内外から訪れる観光客による大きな消費が得られる観光産業は、将来的にさらに重要な役割を担うものと考えます。</p> <p>高山市の観光は、地域における雇用の確保や経済波及効果など、市内経済にとって必要不可欠な産業であり、今後、持続可能な地域づくりを実現するためには、国際観光都市として成熟した飛騨高山の観光の強みを、市のまちづくり全般に波及させていく必要があり、そのための財源として宿泊税を導入させていただきたいと考えております。</p> |
| 7 | 全般 | <p>宿泊税に関して高山の繁栄や世の中の流れもあり賛成です。</p> <p>ただし高山資本の企業とそれ以外を分けてどれだけ外の企業が貢献できているのか数値で表して市民及び関係者への告知や周知をしてください。</p> | ②意見として承ります | <p>高山市の観光は先人たちにより脈々と受け継がれてきた優れた伝統文化、景観、食文化などの財産や豊かな資源、おもてなしの心で旅行者を暖かく迎え入れる地域住民、そして、域内、域外に関わらず半世紀以上に亘り取り組まれてきた誘客活動の実績や官民が一体となった体制などの強みを守り、高めてきたことで、470万人を超える観光客が訪れる国際観光都市として成熟したものと考えます。</p> <p>域内、域外の企業による貢献度を数値としてお示しすることは困難ですが、宿泊税の導入を契機に、高山市で築かれてきた観光の強みや、裾野が広く、地域の人材・資源・産業を有効に活用できる観光の特徴などを広く活用することで、観光を活用した持続可能な地域づくりの実現に取り組んでまいります。</p> |
| 8 | 全般 | <p>「公平性」という言葉が便利のいいように使われている公平に税を徴収すると言いますが先述のような宿泊客の公平性も、また宿泊事業者の公平性も保たれていません。同じ宿泊事業者でも住宅宿泊事業者は年間営業可能日数や毎月の実績報告など様々なことで他の宿泊事業者とは違う負担を強いられているのに、宿泊税は住宅宿泊事</p> | ②意見として承ります | <p>宿泊税は宿泊行為に対して課税する税であり、旅館業法、住宅事業法などの宿泊施設の形態に関わらず、すべての宿泊者を対象とするものですので、ご理解願います。</p> |

| | | | | |
|----|----|---|------------|--|
| | | 業者にも同じように徴収させる。これでは住宅宿泊事業者からすればとても公平とは思えません。 | | |
| 9 | 全般 | 宿泊事業者は宿泊税の説明、徴収、クレーム対応、納付まで全て市の代わりにこれを行わなければなりません。決して導入に反対しているわけではないのです。 ただ、多くの自治体ですでに始まっていることなので、導入前にしっかり説明できるようにしてほしい。 | ②意見として承ります | 宿泊税の導入にあたり、特別徴収義務者となる宿泊事業者の皆様には、予約や受付時での説明、宿泊税に係る帳簿の作成、税の申告や納入など、新たな負担をおかけすることとなりますが、市では、特別徴収義務者に対する初期費用や納期内納入に対する支援制度の創設、国内外から訪れる宿泊者の皆様に対する周知などに丁寧に取り組むことで負担軽減を図ってまいります。 |
| 10 | 全般 | 宿泊税導入による検討経過は上記の他自治体とは相違するものの、特に「プロジェクトチーム会議の開催」が3度に及ぶが、その会議メンバーと会議録をその時々市民へ公表しない理由を求める、密室の会議なのか？そもそも判りにくい。政策過程のプロセスが利害関係者だけに留められる事由を明示されたい。伊勢市は検討委員会での内容を委員会開催後リアルな直後に公表している事実との比較が意見の根拠である。 | ②意見として承ります | 宿泊税の検討にあたりましては、市が策定した「観光を活用した持続可能な地域づくり方針」を踏まえ、市内の観光振興の中心的な団体が主導し、主要な関係団体が参画した「観光ビジョンを実現するための新たな財源を検討するプロジェクトチーム」が設立され、民間主導による観光ビジョンの策定や新たな財源について市も参画することで、官民一体となった検討が行われてきました。 高山市議会の産業建設委員会において検討の経緯や課税要件などについて説明を行うとともに、その様子は広く公開されております。 本年3月に行われた民間13団体による市長への要望では、当該PTでの議論を踏まえ、宿泊税の早期導入や宿泊税の用途として観光振興だけでなく環境保全や文化振興、危機管理といった市民生活の向上にも資する事業に活用することなどが盛り込まれており、宿泊税の検討に反映させていただいたところです。 |
| 11 | 全般 | 宿泊税導入に賛成です。 金額の設定は、1年更新で行ってほしいです。 観光は裾野が広いので、慎重に考慮して下さい。 | ②意見として承ります | 宿泊税の導入を契機に、国際観光都市として成熟した飛騨高山の観光の強みを、市のまちづくり全般に波及させることで、国内外から選ばれ続ける、住んでよし、訪れてよしの持続可能な地域づくりの実現に取り組んでまいります。 制度の検証につきましては、宿泊税導入後の社会情勢の変化等を勘案し、定期的に税制度の検討を行ってまいります。なお、導入当初は制度開始に伴う宿泊者や宿泊事業者の皆様への影響を検証するため施行の3年後とし、その後は5年ごとに制度の検証を行うことといたします。 |
| 12 | 全般 | 制度の検証は賛成。 | ②意見として承ります | 制度の検証につきましては、宿泊税導入後の社会情勢の変化等を勘案し、定期的に税制度の検討を行ってまいります。なお、導入当初は制度開始に伴う宿泊者や宿泊事業者の皆様への影響を検証するため施行の3年後とし、その後は5年ごとに制度の検証を行うことといたします。 |

| | | | | |
|----|-------|--|------------|---|
| 13 | 全般 | <p>制度の検証について、条例制定後 3 年、その後 5 年ごとに制度の検証とあることは、大変重要な事項で納得できることであると考える。ただし、その検証は市のみには拠らないことは推認できますが、都合のよい立場、不都合な立場の方々の存在も予見できなくはないことから、あらかじめ、公正かつ公平性の観点から、その「検証」にあたる者は誰なのかの骨格や構成を先んじて示すことは重要であると判断するが、その見解を示されたい。</p> | ②意見として承ります | <p>制度の検証につきましては、宿泊税導入後の社会情勢の変化等を勘案し、定期的に税制度の検討を行ってまいります。なお、導入当初は制度開始に伴う宿泊者や宿泊事業者の皆様への影響を検証するため施行の3年後とし、その後は5年ごとに制度の検証を行うことといたします。</p> <p>検証に当たっては、条例施行後の高山市の観光を取り巻く状況や、税収の使途などを含めた条例の施行状況などについて、特別徴収義務者である宿泊事業者などの関係者の皆様はもとより、公正かつ公平な検証ができるよう、その体制について今後検討を進めてまいります。</p> |
| 14 | 納税義務者 | <p>旅館業法では、常設の宿泊場所を有料で提供する場合は、「旅館業許可」が必要です。キャンプ場バンガロー、トレーラーハウス、常設テントは該当しません。また、組合員や一般観光客を受け入れている保養所からも徴収してください。</p> | ②意見として承ります | <p>宿泊税は、旅館業法に係る施設又は住宅宿泊事業法に係る住宅において、宿泊料金を支払って宿泊をする宿泊者に課税するものであり、旅館業法の許可や住宅宿泊事業の届け出を行った方に徴収いただくこととなります。</p> <p>例示された施設が旅館業法に係る施設又は住宅宿泊事業法に係る住宅に該当する場合には、特別徴収義務者として徴収いただくこととなります。</p> |
| 15 | 納税義務者 | <p>下宿や仕事等での長期宿泊者に対する徴収について、前例のスタンダードに沿うことで良いと考えます。</p> | ②意見として承ります | <p>いただいたご意見につきましては、関係部局と共有を行い、今後の市政運営に反映してまいります。</p> |
| 16 | 納税義務者 | <p>納税義務者に賛成する</p> | ②意見として承ります | <p>いただいたご意見につきましては、関係部局と共有を行い、今後の市政運営に反映してまいります。</p> |
| 17 | 徴収 | <p>徴収に対する意見(事前説明、民泊を含めた徴収など)について、全宿泊施設から徴収するべきと考えます。一方で宿泊事業者がお土産、製造業、飲食など他の産業のために負担をする業務となる点、徴収方法は極めてシンプルになるよう配慮が必要かと存じます。</p> | ②意見として承ります | <p>宿泊税は、旅館業法に係る施設又は住宅宿泊事業法に係る住宅において、宿泊料金を支払って宿泊をする宿泊者に課税するものであり、旅館業法の許可や住宅宿泊事業の届け出を行った方に徴収いただくこととなります。</p> <p>お客さまからの宿泊税の徴収方法については、「原則、現地での現金による徴収」となりますが、以下の方法が想定されます。</p> <p>①現金払い…お客様に現地で宿泊料金と宿泊税を一緒にお支払いいただきます。</p> <p>②事前決済…お客さまが宿泊施設を予約される時に、宿泊料金と宿泊税をお支払いいただきます。 (事前決済後にキャンセルされた場合は、宿泊税の徴収はできず返金していただくこととなりますので、宿泊税に係るキャンセル時の対応等の注意書きを予約時に示しておく必要があります。)</p> <p>③宿泊料金は事前決済、宿泊税は現金払い…お客さまは、宿泊施設予約時には宿泊料金を支払い、宿泊税は現地で支払います。</p> <p>これらの中から徴収しやすい方法を、宿泊事業者の皆様にご選択いただくこととなります。</p> |

| | | | | |
|----|----|---|------------|---|
| | | | | 市といたしましても、宿泊税の導入及び納入の必要性についての宿泊客や旅行代理店等への周知は積極的に行ってまいります。 |
| 18 | 徴収 | 徴収方法はお客様から現地で現金ではなく、手数料は施設負担になりますが、キャッシュカードで徴収しても良いようにしてください。手数料も踏まえ「原則、現地現金徴収」と表記してください。 | ②意見として承ります | <p>お客さまからの宿泊税の徴収方法については、「原則、現地での現金による徴収」となりますが、以下の方法が想定されます。</p> <p>①現金払い…お客様に現地で宿泊料金と宿泊税を一緒にお支払いいただきます。</p> <p>②事前決済…お客さまが宿泊施設を予約される時に、宿泊料金と宿泊税をお支払いいただきます。 (事前決済後にキャンセルされた場合は、宿泊税の徴収はできず返金していただくこととなりますので、宿泊税に係るキャンセル時の対応等の注意書きを予約時に示しておく必要があります。)</p> <p>③宿泊料金は事前決済、宿泊税は現金払い…お客さまは、宿泊施設予約時には宿泊料金を支払い、宿泊税は現地で支払います。</p> <p>これらの中から徴収しやすい方法を、宿泊事業者の皆様にご選択いただくこととなります。</p> <p>市といたしましても、宿泊税の導入及び納入の必要性についての宿泊客や旅行代理店等への周知は積極的に行ってまいります。</p> |
| 19 | 徴収 | ネット販売に伴う不都合について、ネットで事前決済が完了しているのがスタンダードとなっているため、現地に到着してから宿泊税のみ別途現金徴収というオペレーションにならないようにしていただきたい。海外ではそのようなオペレーションもないためインバウンド旅行者に理解されないリスクもあります。各OTAにて問題がないようなオペレーションを調査する必要があると思料いたします。 | ②意見として承ります | <p>お客さまからの宿泊税の徴収方法については、「原則、現地での現金による徴収」となりますが、以下の方法が想定されます。</p> <p>①現金払い…お客様に現地で宿泊料金と宿泊税を一緒にお支払いいただきます。</p> <p>②事前決済…お客さまが宿泊施設を予約される時に、宿泊料金と宿泊税をお支払いいただきます。 (事前決済後にキャンセルされた場合は、宿泊税の徴収はできず返金していただくこととなりますので、宿泊税に係るキャンセル時の対応等の注意書きを予約時に示しておく必要があります。)</p> <p>③宿泊料金は事前決済、宿泊税は現金払い…お客さまは、宿泊施設予約時には宿泊料金を支払い、宿泊税は現地で支払います。</p> <p>これらの中から徴収しやすい方法を、宿泊事業者の皆様にご選択いただくこととなります。</p> <p>市といたしましても、宿泊税の導入及び納入の必要性についての宿泊客や旅行代理店等への周知は積極的に行ってまいります。</p> |
| 20 | 徴収 | 徴収方法に賛成する。ただし、未納者や無届民泊など、徴収できなかった際の対応を合わせて検討する必要がある | ②意見として承ります | ご指摘の件につきましては、税の公平性等を確保するため、地方税法において罰則が定められているほか、条例におい |

| | | | | |
|----|----|---|------------|---|
| | | る。 | | ても同様の規定を設ける予定であり、法令に基づき適切な対応を図ります。 |
| 21 | 徴収 | 徴収現場の混乱がないように十分な説明・指導を行うことを考慮すべき | ②意見として承ります | 令和7年2月より事業者説明会を開催させていただき、徴収や納入の事務等についての具体的な説明等を行っていく予定としております。 |
| 22 | 徴収 | 闇民泊からも徴収してください。 | ②意見として承ります | ご指摘の件につきましては、税の公平性等を確保するため、地方税法において罰則が定められているほか、条例においても同様の規定を設ける予定であり、法令に基づき適切な対応を図ります。 |
| 23 | 徴収 | 納付方法も決まっていない せめて方法案くらいはすでにこの段階で事業者には示してあるべきです。 | ②意見として承ります | 宿泊されたお客さまから、特別徴収義務者である宿泊事業者の皆様へに宿泊税を徴収していただき、市に納入していただく方法となります。詳細につきましては、事業者説明会でお知らせする予定ですが、宿泊事業者の皆様による市への納入方法については、 ○高山市指定金融機関窓口での納入書による納入 ○郵便局での郵便振替による市振替口座への納入 ○eLTAXを利用した納入 の3つの方法を予定しております。 |
| 24 | 税率 | 税率や金額は検討が必要。2020年ごろまでに宿泊税を導入した他市の金額を参考にしたと思われるが、昨今の物価変動や人件費高騰による宿泊費の高騰が考慮に入っていない可能性が高く、参考とした金額には議論の余地がある。次に、3万円以上一律300円だと、高額なほど税率が安くなり、企業の収益力に反した税制となる。最後に、宿泊料金(収益力)を基本とした税制だと、地元企業が苦しくなる可能性がある。あくまで市政のため、市民のために法定外目的税を徴収する観点から、地元企業に対し軽減税率を用意し、持続可能な配慮が必要と思われる。 例えば、3万以下は案のとおり段階的に定額(1~2%)を徴収、3万を超えるものは宿泊料の2%を徴収する。先の基準の場合、3万以下まで税率は1~2%であり、低所得者には納税の限度額があった方がよいことは間違いない。一方、宿泊料金が上がれば税率が安くなるのが全価格帯共通であったため、高額な宿泊ほど税率が安くなる。高所得者には支払い能力に応じた課税を求め、一律ではなく定率で求めることが適切に思う。税率は要検討。また、地元企業に対し軽減税率を適用する際、市内と市外の2分割が適切でないのならば、市内、飛騨地域、県内、国内と分けることで段階的に設定することで解消できる。宿泊料金と地域による税額・税率設定ができれば、市政として市民を守りつつ、格差を考 | ②意見として承ります | 宿泊税の検討にあたりましては、市が策定した「観光を活用した持続可能な地域づくり方針」を踏まえ、市内の観光振興の中心的な団体が主導し、主要な関係団体が参画した「観光ビジョンを実現するための新たな財源を検討するプロジェクトチーム」が設立され、民間主導による観光ビジョンの策定や新たな財源について市も参画することで、官民一体となった検討が行われてきました。 税額につきましては、他自治体の状況を参考とするとともに、市内の宿泊事業者関係団体や民間主導のプロジェクトチームのご意見を伺いながら決定したもので、ご意見のような金額に係る議論もありましたが、特別徴収義務者である宿泊事業者の皆様への負担軽減と宿泊料金に応じた担税力を踏まえ、納税者に過度な負担とならないよう、宿泊料金の概ね1~2%程度の額を目安に段階的な税率を設定したものです。 制度の検証につきましては、宿泊税導入後の社会情勢の変化等を勘案し、定期的に税制度の検討を行ってまいります。なお、導入当初は制度開始に伴う宿泊者や宿泊事業者の皆様への影響を検証するため施行の3年後とし、その後は5年ごとに制度の検証を行うことといたします。 |

| | | | | |
|----|----|---|------------|--|
| | | 慮した課税ができると考える。事業者が理解しやすいことも重要だが、市政のため、市民のための税であることが大前提。 | | |
| 25 | 税率 | 税額を宿泊費 30000 円以上は 500 円とすること、もしくは宿泊費 20000 円以上を 500 円とする検討が有ったのか、無かったのか、あるいはこのような税額区分、つまり、100 円、200 円、500 円の 3 段階にすることについて検討過程プロセスから説明を示されたい。 | ②意見として承ります | <p>宿泊税の検討にあたりましては、市が策定した「観光を活用した持続可能な地域づくり方針」を踏まえ、市内の観光振興の中心となる団体が主導し、主要な関係団体が参画した「観光ビジョンを実現するための新たな財源を検討するプロジェクトチーム」が設立され、民間主導による観光ビジョンの策定や新たな財源について市も参画することで、官民一体となった検討が行われてきました。</p> <p>税額につきましては、他自治体の状況を参考とするとともに、市内の宿泊事業者関係団体や民間主導のプロジェクトチームのご意見を伺いながら決定したもので、ご意見のような金額に係る議論もありましたが、特別徴収義務者である宿泊事業者の皆様の負担軽減と宿泊料金に応じた担税力を踏まえ、納税者に過度な負担とならないよう、宿泊料金の概ね1～2%程度の額を目安に段階的な税率を設定したものです。</p> |
| 26 | 税率 | 税率について段階的定額で 3 段階、100 円、200 円、300 円としてその理由が説明されているものの、一律定額、定率の方法を含めれば 3 つの方法があり、メリットとデメリットはそれぞれに有って、伊勢市の検討資料報告によれば、宿泊費 20000 円以上での税額 500 円の検討を参酌すると高山市の宿泊費 10000 円以上 30000 円未満での 200 円では担税力に大きな差があることから、宿泊費 10000 円以上から 20000 円未満とする小幅にとどめない理由を示されたい。 | ②意見として承ります | <p>宿泊税の検討にあたりましては、市が策定した「観光を活用した持続可能な地域づくり方針」を踏まえ、市内の観光振興の中心となる団体が主導し、主要な関係団体が参画した「観光ビジョンを実現するための新たな財源を検討するプロジェクトチーム」が設立され、民間主導による観光ビジョンの策定や新たな財源について市も参画することで、官民一体となった検討が行われてきました。</p> <p>税額につきましては、他自治体の状況を参考とするとともに、市内の宿泊事業者関係団体や民間主導のプロジェクトチームのご意見を伺いながら決定したもので、ご意見のような金額に係る議論もありましたが、特別徴収義務者である宿泊事業者の皆様の負担軽減と宿泊料金に応じた担税力を踏まえ、納税者に過度な負担とならないよう、宿泊料金の概ね1～2%程度の額を目安に段階的な税率を設定したものです。</p> |
| 27 | 税率 | 宿泊税の額は、段階的変動ではなく「一律」として欲しい。徴収時の煩雑さ解消、上記課題のバラつきを少しでも防ぐため。宿泊税が宿泊客減少につながるなどの懸念もあるが、過去導入自治体の例を見ても、宿泊客数への影響はまずないのではないかと。 | ②意見として承ります | <p>宿泊税の検討にあたりましては、市が策定した「観光を活用した持続可能な地域づくり方針」を踏まえ、市内の観光振興の中心となる団体が主導し、主要な関係団体が参画した「観光ビジョンを実現するための新たな財源を検討するプロジェクトチーム」が設立され、民間主導による観光ビジョンの策定や新たな財源について市も参画することで、官民一体となった検討が行われてきました。</p> <p>税額につきましては、他自治体の状況を参考とするとともに、市内の宿泊事業者関係団体や民間主導のプロジェクトチー</p> |

| | | | | |
|----|----|--|------------|---|
| | | | | ムのご意見を伺いながら決定したもので、ご意見のような金額に係る議論もありましたが、特別徴収義務者である宿泊事業者の皆様の負担軽減と宿泊料金に応じた担税力を踏まえ、納税者に過度な負担とならないよう、宿泊料金の概ね1～2%程度の額を目安に段階的な税率を設定したものです。 |
| 28 | 税率 | 特別徴収義務者の事務による煩雑さから、一律定額とする比較について、特別徴収義務者からの意見が■■■にも届けられているが、市の案となる経過について、もう一度、誰が、どこで、どのような意向により提示されたのかを説明されたい。 | ②意見として承ります | 宿泊税の検討にあたりましては、市が策定した「観光を活用した持続可能な地域づくり方針」を踏まえ、市内の観光振興の中心となる団体が主導し、主要な関係団体が参画した「観光ビジョンを実現するための新たな財源を検討するプロジェクトチーム」が設立され、民間主導による観光ビジョンの策定や新たな財源について市も参画することで、官民一体となった検討が行われてきました。税額につきましては、他自治体の状況を参考とするとともに、市内の宿泊事業者関係団体や民間主導のプロジェクトチームのご意見を伺いながら決定したもので、ご意見のような金額に係る議論もありましたが、特別徴収義務者である宿泊事業者の皆様の負担軽減と宿泊料金に応じた担税力を踏まえ、納税者に過度な負担とならないよう、宿泊料金の概ね1～2%程度の額を目安に段階的な税率を設定したものです。 |
| 29 | 税率 | 公平性を保つため、1名1泊当り5,000円でも宿泊税金100円となる。1名1泊当り30,000円税以上宿泊税金を500円にしてください。 | ②意見として承ります | 税額につきましては、他自治体の状況を参考とするとともに、市内の宿泊事業者関係団体や民間主導のプロジェクトチームのご意見を伺いながら決定したもので、ご意見のような金額に係る議論もありましたが、特別徴収義務者である宿泊事業者の皆様の負担軽減と宿泊料金に応じた担税力を踏まえ、納税者に過度な負担とならないよう、宿泊料金の概ね1～2%程度の額を目安に段階的な税率を設定したものです。制度の検証につきましては、宿泊税導入後の社会情勢の変化等を勘案し、定期的に税制度の検討を行ってまいります。なお、導入当初は制度開始に伴う宿泊者や宿泊事業者の皆様への影響を検証するため施行の3年後とし、その後は5年ごとに制度の検証を行うことといたします。 |
| 30 | 税率 | 宿泊税の金額をもう少し100円ずつでも上げていいと思います。先に導入されている他県に合わせているのかもしれませんが、市税の大きな柱にしてほしいです。まだ導入段階ですので最初は少ない額でもいいと思いますが、 | ②意見として承ります | 税額につきましては、他自治体の状況を参考とするとともに、市内の宿泊事業者関係団体や民間主導のプロジェクトチームのご意見を伺いながら決定したもので、ご意見のような金額に係る議論もありましたが、特別徴収義務者である宿泊事 |

| | | | | |
|----|----|---|------------|---|
| | | 段階を踏んで少しずつ金額を上げていってほしいです。 | | <p>業者の皆様の負担軽減と宿泊料金に応じた担税力を踏まえ、納税者に過度な負担とならないよう、宿泊料金の概ね1～2%程度の額を目安に段階的な税率を設定したものです。</p> <p>制度の検証につきましては、宿泊税導入後の社会情勢の変化等を勘案し、定期的に税制度の検討を行ってまいります。なお、導入当初は制度開始に伴う宿泊者や宿泊事業者の皆様への影響を検証するため施行の3年後とし、その後は5年ごとに制度の検証を行うことといたします。</p> |
| 31 | 税率 | <p>宿泊料金は需要に応じ変更となるため、宿泊税の税率が宿泊料金に応じ変動する場合、計算がとても煩雑になる。このため入湯税同様、宿泊料金に関係なく一律の税率となるよう検討をお願いします。もしくは「月間の ADR に応じた税率×宿泊人数」を計算式とする、簡易計算方式による納税額の申告ができるよう検討をお願いします。</p> | ②意見として承ります | <p>宿泊税の導入にあたり、特別徴収義務者となる宿泊事業者の皆様には、予約や受付時での説明、宿泊税に係る帳簿の作成、税の申告や納入など、新たな負担をおかけすることとなりますが、市では、特別徴収義務者に対する初期費用や納期内納入に対する支援制度の創設、国内外から訪れる宿泊者の皆様に対する周知などに丁寧に取り組むことで負担軽減を図ってまいります。</p> <p>税率につきましては、宿泊料金に応じた担税力を踏まえ、納税者に過度な負担とならないよう、宿泊料金の概ね1～2%程度の額を目安に段階的な税率を設定したものです。</p> <p>宿泊税の納税義務者は、それぞれの宿泊客(お客様)となります。宿泊税は、宿泊料金により税率を定めていることから、ADR(平均客室単価)により宿泊施設全体で統一した税額で税額の設定を行っていただくことはできません。</p> |
| 32 | 税率 | <p>3 パターンで徴収を予定していると思いますが、日により料金変動や各種予約経路の差があり今日は 100 円明日は 200 円、同じ日程でもこの予約は 100 円、違う予約は 200 円、同じ予約者でも予約を取った時期より料金が違うなどあり説明が出来ませんのすべてクレームは市へあげてもらいます。</p> <p>また、素泊まり料金からの設定ということですが各協会、施設にお任せでは市政として成り立っていないのでご検討ください。一律高山へ宿泊する人は 1 泊いくらですがベストと思います。他高山市の別地区が市内と同じ料金を払いたくないというようなニュアンスは聞いていますが、そこに泊まった人は市内の町並みを利用しないということでしょうか。根本的に市政として宿泊税の徴収及び利用との意味を説明できていないのでしょうか。税金なので高山市として入湯税と一緒に同じ設定にしないとおかしいと思います。そこまで外から来た企業が差別されるのであれば当社がOTAや広告、海外営業など自社で費用を出し集めた人数に</p> | ②意見として承ります | <p>宿泊税の導入にあたり、特別徴収義務者となる宿泊事業者の皆様には、予約や受付時での説明、宿泊税に係る帳簿の作成、税の申告や納入など、新たな負担をおかけすることとなりますが、市では、特別徴収義務者に対する初期費用や納期内納入に対する支援制度の創設、国内外から訪れる宿泊者の皆様に対する周知などに丁寧に取り組むことで負担軽減を図ってまいります。</p> <p>税率につきましては、宿泊料金に応じた担税力を踏まえ、納税者に過度な負担とならないよう、宿泊料金の概ね1～2%程度の額を目安に段階的な税率を設定したものです。</p> <p>宿泊税の対象となる宿泊料金は、素泊まりの料金や素泊まりの料金に含まれるサービス料となり、消費税や食事などの料金は含まれません。食事に係る費用などは宿泊施設において提供されるサービス内容によって決定されるものであり、行政として一律の料金を設定することは困難です。</p> <p>決して域外からの事業者を差別するものではなく、高山市産業基本条例の趣旨</p> |

| | | | | |
|----|------|--|------------|---|
| | | による貢献に関しては市に請求して補助金などの設定をしていただいても宜しいでしょうか。 | | に則り、連携して市内経済の好循環の実現を目指すものと考えます。 |
| 33 | 税率 | 課税対象宿泊代金の宿泊代は「素泊まり」基準であるならば、食事付き時の基準も明確化してほしい。現状のままでは宿ごと素泊まりを食事付きに引き直す考え方は宿其々であり、結果不公平感及び税収減につながる。 | ②意見として承ります | 宿泊税の対象となる宿泊料金は、素泊まりの料金や素泊まりの料金に含まれるサービス料となり、消費税や食事などの料金は含まれません。食事に係る費用などは宿泊施設において提供されるサービス内容によって決定されるものであり、行政として一律の料金を設定することは困難です。 |
| 34 | 課税免除 | 課税免除者は検討が必要。事業者への配慮から入湯税と揃えることには賛成する。しかし、平成19年度に制定された入湯税が昨今の事情に適しているのか同時に見直さなければならない。12歳未満ではなく小学生未満が適切ではないか、海外観光客の扱いはどうするのか、などである。課税免除は市民・国民への配慮であると認識しており、物価の違い等から海外観光客からは徴収しても良いと考える。 | ②意見として承ります | 課税免除につきましては、特別徴収義務者にとって簡素でわかりやすい制度とするため、現状の入湯税の課税免除と同様の制度とするものです。年齢要件につきましては、入湯税では12歳未満の者としておりますが、宿泊税では入湯税12歳に達する日以後の最初の3月31日までにあるもの、つまり小学生以下を対象とするよう修正いたします。いただいたご意見につきましては、関係部局と共有を行い、今後の市政運営に反映してまいります。 |
| 35 | 課税免除 | 宿泊税の区分(3段階についての意見を)について、分け方、金額は他地域との比較をし大幅なずれがなければ妥当と考えます。年齢は6歳未満にした方が良いのではないかと。6歳以上は大人料金とする宿が多いため、料金調整が煩雑になるため。 | ②意見として承ります | 課税免除につきましては、特別徴収義務者にとって簡素でわかりやすい制度とするため、現状の入湯税の課税免除と同様の制度とするものです。いただいたご意見につきましては、関係部局と共有を行い、今後の市政運営に反映してまいります。 |
| 36 | 課税免除 | 減免点を設定すべき 各自治体が宿泊税を導入するにあたり、修学旅行や研修旅行で宿泊する児童や、そもそも宿泊料がかかっていない未満児からも宿泊税を徴収するのはおかしいとする考え方からも、一律宿泊者全員から徴収するのではなく一定額の減免点を設け、一人当たりの宿泊費がそれ以下の場合には徴収しないという導入方法が一般的となっているのが現状。また旅行者だから担税力があるとするのは乱暴で、せっかくの旅行だけでも一人3000円未満の安宿にしか宿泊できないという方もいるし、湯治やビジネスでやむを得ず宿泊される方もいる。にも拘らず高山市は減免点を設けず、頑なに児童や経済的弱者からも徴収しようとしているのは異様です。 | ②意見として承ります | 税額につきましては、他自治体の状況を参考とするとともに、市内の宿泊事業者関係団体や民間主導のプロジェクトチームのご意見を伺いながら決定したもので、ご意見のような免税点に係る議論もありましたが、特別徴収義務者である宿泊事業者の皆様の負担軽減と宿泊料金に応じた担税力を踏まえ、納税者に過度な負担とならないよう、宿泊料金の概ね1～2%程度の額を目安に段階的な税率を設定したものです。宿泊施設の形態に関わらず、行政サービスを受益する程度は大きく変わらないため、公平性の面からすべての宿泊者を対象とするものです。課税免除につきましては、特別徴収義務者にとって簡素でわかりやすい制度とするため、現状の入湯税の課税免除と同様の制度とするものです。年齢要件につきましては、入湯税では12歳未満の者としておりますが、宿泊税では入湯税12歳に達する日以後の最初の3月31日までにあるもの、つまり小学生以下を対象とするよう考えております。制度の検証につきましては、宿泊税導入後の社会情勢の変化等を勘案し、定期的に税制度の検討を行ってまいりま |

| | | | | |
|----|----|---|------------|---|
| | | | | す。なお、導入当初は制度開始に伴う宿泊者や宿泊事業者の皆様への影響を検証するため施行の3年後とし、その後は5年ごとに制度の検証を行うことといたします。 |
| 37 | 用途 | <p>宿泊税の用途は検討が必要。現在に至るまで市の財源を投資して観光業を発展させてきた経緯があり、市の投資で得た財源は市民へと還元されなければならない。新たな財源に加え、従来通り市からの予算を割くことは観光へのさらなる優遇に見え、市全体へ還元されている感覚が薄い。宿泊税という観光関係で得た財源は、持続可能であることを目指して自給自足するために観光関連に使うことに異議はない。しかし、資料の用途だけでは、高山の観光を支える農・畜・林の生産者への還元が明確でなく、観光関連事業者等を支援する子育て施策がないように思われる。想定の中であれば、明記したほうがよい。また、今回の宿泊税の用途に加え、従来観光に割いていた高山市の予算についても言及してほしい。観光への投資で得た市の財源を他産業・福祉・インフラなど多岐へ還元してこそ観光を活用した持続可能な地域として形を成すはずであり、宿泊税を導入することによる観光関係者だけでなく市民生活への明るい展望も是非お聞かせいただきたい。</p> | ②意見として承ります | <p>高山市は、先人たちの努力により脈々と受け継がれてきた飛騨高山の歴史や文化、自然を市民一人ひとりが享受するとともに、裾野が広く、地域の人材・資源・産業を有効に活用できる観光の特徴を活かした地域づくりを発展させることで、国内外から選ばれ続ける、住んでよし、訪れてよしの「国際観光都市 飛騨高山」の実現を目指すこととしています。</p> <p>高山市の観光は、地域における雇用の確保や経済波及効果など、市内経済にとって必要不可欠な産業であり、今後、持続可能な地域づくりを実現するためには、国際観光都市として成熟した飛騨高山の観光の強みを、市のまちづくり全般に波及させていく必要があり、そのための財源として宿泊税を導入させていただきたいと考えております。</p> <p>宿泊税の用途につきましては、観光振興だけでなく、環境保全や文化振興、危機管理など、市民生活の向上に資する事業にも活用する方針としており、その具体的な内容につきましては、毎年度の予算編成の中でさらに詳細を検討し、議会にお諮りする予定としております。</p> |
| 38 | 用途 | <p>宿泊税の用途について 税金を上げるためだけではやめてほしいです。まず、どの事業にいくら必要かを明確にしそのために税金をいくら上げるかが最初の段階と思うのですが現状は完全に逆で集まったお金をどう使っていくかしか思えません。市としての覚悟が知りたいです。宜しく願います。</p> | ②意見として承ります | <p>高山市は、先人たちの努力により脈々と受け継がれてきた飛騨高山の歴史や文化、自然を市民一人ひとりが享受するとともに、裾野が広く、地域の人材・資源・産業を有効に活用できる観光の特徴を活かした地域づくりを発展させることで、国内外から選ばれ続ける、住んでよし、訪れてよしの「国際観光都市 飛騨高山」の実現を目指すこととしています。</p> <p>高山市の観光は、地域における雇用の確保や経済波及効果など、市内経済にとって必要不可欠な産業であり、今後、持続可能な地域づくりを実現するためには、国際観光都市として成熟した飛騨高山の観光の強みを、市のまちづくり全般に波及させていく必要があり、そのための財源として宿泊税を導入させていただきたいと考えております。</p> <p>宿泊税の用途につきましては、観光振興だけでなく、環境保全や文化振興、危機管理など、市民生活の向上に資する事業にも活用する方針としており、その具体的な内容につきましては、毎年度の予算編成の中でさらに詳細を検討し、議会にお諮りする予定としております。</p> |

| | | | |
|----|----|--|--|
| 39 | 用途 | <p>宿泊税の用途に対する意見について、観光業が地域のためになること示す必要がありますので、観光振興や周辺環境の保全やリスクマネジメントのみならず、子供たちの教育、若年層世代の起業支援、留学支援など前向きな用途を打ち出していただく必要があるのではないのでしょうか。</p> | <p>②意見として承ります</p> <p>高山市は、先人たちの努力により脈々と受け継がれてきた飛騨高山の歴史や文化、自然を市民一人ひとりが享受するとともに、裾野が広く、地域の人材・資源・産業を有効に活用できる観光の特徴を活かした地域づくりを発展させることで、国内外から選ばれ続ける、住んでよし、訪れてよしの「国際観光都市 飛騨高山」の実現を目指すこととしています。</p> <p>高山市の観光は、地域における雇用の確保や経済波及効果など、市内経済にとって必要不可欠な産業であり、今後、持続可能な地域づくりを実現するためには、国際観光都市として成熟した飛騨高山の観光の強みを、市のまちづくり全般に波及させていく必要があります、そのための財源として宿泊税を導入させていただきたいと考えております。</p> <p>宿泊税の用途につきましては、観光振興だけでなく、環境保全や文化振興、危機管理など、市民生活の向上に資する事業にも活用する方針としており、その具体的な内容につきましては、毎年度の予算編成の中でさらに詳細を検討し、議会にお諮りする予定としております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、関係部局と共有を行い、今後の市政運営に反映してまいります。</p> |
| 40 | 用途 | <p>用途がはっきりしていないこと。説明会の中でありましたが、何に使うのか、どの様な用途で使うのか、決まっていな中で、とりあえず徴収する。という見解と受け取りました。それよりも、議員定数の削減、議員報酬・職員給与・市長報酬の見直し、市長退職金の是非等々、歳出面で見直しが必要な部分が多分にあるのではないのでしょうか？</p> | <p>②意見として承ります</p> <p>高山市は、先人たちの努力により脈々と受け継がれてきた飛騨高山の歴史や文化、自然を市民一人ひとりが享受するとともに、裾野が広く、地域の人材・資源・産業を有効に活用できる観光の特徴を活かした地域づくりを発展させることで、国内外から選ばれ続ける、住んでよし、訪れてよしの「国際観光都市 飛騨高山」の実現を目指すこととしています。</p> <p>高山市の観光は、地域における雇用の確保や経済波及効果など、市内経済にとって必要不可欠な産業であり、今後、持続可能な地域づくりを実現するためには、国際観光都市として成熟した飛騨高山の観光の強みを、市のまちづくり全般に波及させていく必要があります、そのための財源として宿泊税を導入させていただきたいと考えております。</p> <p>宿泊税の用途につきましては、観光振興だけでなく、環境保全や文化振興、危機管理など、市民生活の向上に資する事業にも活用する方針としており、その具体的な内容につきましては、毎年度の予算編成の中でさらに詳細を検討し、議会にお諮りする予定としております。</p> <p>市が行う事業につきましては、毎年度の決算の際に検証し、議会の決算認定をいただくとともに、次年度以降の予算編成に活かしております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、関係部局と共有を行い、今後の市政運営に</p> |

| | | | | |
|----|----|---|----------------|--|
| 41 | 用途 | <p>宿泊税は、また高山に来たいと思っ てもらえるような景観保全や歩道整備、 電線の地中化などに使うべきだと思 います。 宿泊される方が納める税、それはプロ モーションなどに使うのではなく、また 来たくなる高山のために気持ちよく納 めていただくべきだと思います。 観光協会の看板を掛け替えただけの 団体や広告料金に湯水のように使わ れるべきではない。 特に、県との二重取りは絶対にやめた 方がいい。</p> | ②意見とし て承ります | <p>反映してまいります。 高山市は、先人たちの努力により脈々と 受け継がれてきた飛騨高山の歴史や文 化、自然を市民一人ひとりが享受すると ともに、裾野が広く、地域の人材・資源・ 産業を有効に活用できる観光の特徴を 活かした地域づくりを発展させることで、 国内外から選ばれ続ける、住んでよし、 訪れてよしの「国際観光都市 飛騨高 山」の実現を目指すこととしています。 高山市の観光は、地域における雇用の 確保や経済波及効果など、市内経済に とって必要不可欠な産業であり、今後、 持続可能な地域づくりを実現するため には、国際観光都市として成熟した飛騨高 山の観光の強みを、市のまちづくり全般 に波及させていく必要があり、そのため の財源として宿泊税を導入させていただ きたいと考えております。 宿泊税の用途につきましては、観光振 興だけでなく、環境保全や文化振興、危 機管理など、市民生活の向上に資する 事業にも活用する方針としており、その 具体的な内容につきましては、毎年度の 予算編成の中でさらに詳細を検討し、議 会にお諮りする予定としております。 岐阜県につきましては、宿泊税の導入を 決定されたとの情報は得ておりませ んが、引き続き注視してまいります。</p> |
| 42 | 用途 | <p>宿泊税に賛成します。観光産業従事 者は多いが、事業者は市外県外の企 業も多く、インバウンドによる利益が地 元に還元されているとは言いづらい。 中心市街地住民としては、ゴミのポイ 捨て、タバコの害、渋滞、駐車料金の 高騰、家賃の高騰、騒音など負担が 多いので、宿泊税を元手に暮らしを守 るための整備に力を入れてもらいた い。 また、高山市は合併の名残もあり多く の公共施設を持っているが、住民の福 祉、とりわけ子ども達に供されるもの はその種類も数も十分とは言えない。 インバウンドのニーズだけでなく、同 時に地域ごとの特色や住民のニーズ も拾い、双方にとって共創関係のある ような計画が必要であると思う。 具体的には、室内遊具場、屋内スポ ーツ施設など、現在わが町に不足し ている施設を観光をうまく取り込んで 独自の魅力ある施設をぜひ作って もらいたい。 駅前再開発についても、ホテルが乱 立する中、人が滞在できる街のデザ インになっておらず、観光客も素通り するような状況で、地元住民にとっ ては更に使いづらい中心駅となっ てしまっている。 カフェなどは、価格はともかく立地や営</p> | ②意見とし て承ります | <p>高山市は、先人たちの努力により脈々と 受け継がれてきた飛騨高山の歴史や文 化、自然を市民一人ひとりが享受すると ともに、裾野が広く、地域の人材・資源・ 産業を有効に活用できる観光の特徴を 活かした地域づくりを発展させることで、 国内外から選ばれ続ける、住んでよし、 訪れてよしの「国際観光都市 飛騨高 山」の実現を目指すこととしています。 高山市の観光は、地域における雇用の 確保や経済波及効果など、市内経済に とって必要不可欠な産業であり、今後、 持続可能な地域づくりを実現するため には、国際観光都市として成熟した飛騨高 山の観光の強みを、市のまちづくり全般 に波及させていく必要があり、そのため の財源として宿泊税を導入させていただ きたいと考えております。 宿泊税の用途につきましては、観光振 興だけでなく、環境保全や文化振興、危 機管理など、市民生活の向上に資する 事業にも活用する方針としており、その 具体的な内容につきましては、毎年度の 予算編成の中でさらに詳細を検討し、議 会にお諮りする予定としております。 いただいたご意見につきましては、関係 部局と共有を行い、今後の市政運営に 反映してまいります。</p> |

| | | | | |
|----|----|--|------------|---|
| | | <p>業時間が多様なニーズにそぐうよう、行政や商店街でこれから検討をしてもらいたい。</p> <p>最後に、中心市街地でのサービス料高騰について、地元住民にとっては週末に気軽に利用できる飲食店がどんどん少なくなってしまう現状がある。</p> <p>そこで、地域住民向けには、地域通貨の他、二重価格で負担軽減をすると共に、中心市街地のドーナツ化現象に歯止めをかけるべく利用促進策についても、ぜひ柔軟な発想で取り組んでいただきたい。</p> | | |
| 43 | 使途 | <p>そもそも何のための、誰のための宿泊税か？</p> <p>宿泊税の使途についても全く具体化されておらず、実際に徴収するのでも全て宿泊事業者に放り投げています。もし徴収が始まって宿泊者から徴収する理由を尋ねられても、これでは答えようがありません。</p> | ②意見として承ります | <p>高山市は、先人たちの努力により脈々と受け継がれてきた飛騨高山の歴史や文化、自然を市民一人ひとりが享受するとともに、裾野が広く、地域の人材・資源・産業を有効に活用できる観光の特徴を活かした地域づくりを発展させることで、国内外から選ばれ続ける、住んでよし、訪れてよしの「国際観光都市 飛騨高山」の実現を目指すこととしています。</p> <p>高山市の観光は、地域における雇用の確保や経済波及効果など、市内経済にとって必要不可欠な産業であり、今後、持続可能な地域づくりを実現するためには、国際観光都市として成熟した飛騨高山の観光の強みを、市のまちづくり全般に波及させていく必要があり、そのための財源として宿泊税を導入させていただきたいと考えております。</p> <p>宿泊税の使途につきましては、観光振興だけでなく、環境保全や文化振興、危機管理など、市民生活の向上に資する事業にも活用する方針としており、その具体的な内容につきましては、毎年度の予算編成の中でさらに詳細を検討し、議会にお諮りする予定としております。</p> |
| 44 | 使途 | <p>5つの事業と諸支援による予算執行が確実かつ実効性につながるためには未執行額の安易な基金化と外部関連団体への補助金、つまり外部化は安易には認められない。これまでの観光振興関連予算の2倍以上による執行であろうことを予見すれば、その精度や体制等の具体化は市民の立場から鑑みても当然にて求められるところでもある。よって、執行のあり方と支援の偏在性の回避のために、どのように取り組んでいくのかを「見える化」し明確に示されたい。</p> | ②意見として承ります | <p>宿泊税の使途につきましては、観光振興だけでなく、環境保全や文化振興、危機管理など、市民生活の向上に資する事業にも活用する方針としており、その具体的な内容につきましては、毎年度の予算編成の中でさらに詳細を検討し、議会にお諮りする予定としております。</p> <p>使途の結果につきましては、毎年度、公表することとしており、その旨について条例で位置付ける予定としております。</p> |
| 45 | 使途 | <p>宿泊税の使い道、活用方法を明確にしてほしい。宿泊税を活用した観光ビジョン。それにより宿泊税への理解も深まる。</p> | ②意見として承ります | <p>宿泊税の使途につきましては、観光振興だけでなく、環境保全や文化振興、危機管理など、市民生活の向上に資する事業にも活用する方針としており、その具体的な内容につきましては、毎年度の予算編成の中でさらに詳細を検討し、議会にお諮りする予定としております。</p> |

| | | | | |
|----|----|---|------------|--|
| | | | | <p>使途の結果につきましては、毎年度、公表することとしており、その旨について条例で位置付ける予定としております。</p> |
| 46 | 使途 | <p>宿泊税を導入されるということですが、使途について子育て支援の一環でおむつ券の発行など増えた税収で検討いただけないでしょうか。観光等に使うのは分かりますが、増えた税収で少子化対策のことに使えるといいのではないかと考えます。物価上昇もあるなかで子育て品を購入するのも苦しくなっています。■■■や■■■で使える商品券の発行なども増えた税収でお考えいただければと思います。</p> | ②意見として承ります | <p>宿泊税の使途につきましては、観光振興だけでなく、環境保全や文化振興、危機管理など、市民生活の向上に資する事業にも活用する方針としており、その具体的な内容につきましては、毎年度の予算編成の中でさらに詳細を検討し、議会にお諮りする予定としております。いただいたご意見につきましては、関係部局と共有を行い、今後の市政運営に反映してまいります。</p> |
| 47 | 使途 | <p>宿泊業で働く労働者(外国人を含む)の生活環境整備及び宿泊業のサービス向上にも原資を振り向けることを考慮すべき</p> | ②意見として承ります | <p>宿泊税の使途につきましては、観光振興だけでなく、環境保全や文化振興、危機管理など、市民生活の向上に資する事業にも活用する方針としており、その具体的な内容につきましては、毎年度の予算編成の中でさらに詳細を検討し、議会にお諮りする予定としております。いただいたご意見につきましては、関係部局と共有を行い、今後の市政運営に反映してまいります。</p> |
| 48 | 使途 | <p>このエリアにおいては旅行者の不便となるような状況が散見される。(タクシーが捕まらない・夕食難民など)このあたりについて、自治体として、シェアリングエコノミーなどを活用して、ライドシェアの解禁/特区化や食事処の情報提供等について、宿泊税の財源などを使って取り組みしていただきたい。</p> | ②意見として承ります | <p>宿泊税の使途につきましては、観光振興だけでなく、環境保全や文化振興、危機管理など、市民生活の向上に資する事業にも活用する方針としており、その具体的な内容につきましては、毎年度の予算編成の中でさらに詳細を検討し、議会にお諮りする予定としております。いただいたご意見につきましては、関係部局と共有を行い、今後の市政運営に反映してまいります。</p> |
| 49 | 使途 | <p>宿泊税については概ね賛成ではあるが、使い道については地域の観光に資する用途で使用してほしい</p> | ②意見として承ります | <p>宿泊税の使途につきましては、観光振興だけでなく、環境保全や文化振興、危機管理など、市民生活の向上に資する事業にも活用する方針としており、その具体的な内容につきましては、毎年度の予算編成の中でさらに詳細を検討し、議会にお諮りする予定としております。ご指摘の件につきましては、地域資源の掘り起こしや旅行者の滞在環境の向上、ガイド等の育成などについて検討してまいります。</p> |
| 50 | 使途 | <p>宿泊税を導入することに賛成です。観光客の増加により高山市内にホテルがたくさん増えましたが、多くが高山市の企業ではないためせっかく市民が頑張っている人々を呼んでも還元されていないという感触が今までありませんでした。宿泊税の導入で、より高山市への移住者や子育て世帯が喜ぶような施策を増やしてほしいです。</p> | ②意見として承ります | <p>宿泊税の導入を契機に、国際観光都市として成熟した飛騨高山の観光の強みを、市のまちづくり全般に波及させることで、国内外から選ばれ続ける、住んでよし、訪れてよしの持続可能な地域づくりの実現に取り組んでまいります。宿泊税の使途につきましては、観光振興だけでなく、環境保全や文化振興、危機管理など、市民生活の向上に資する事業にも活用する方針としており、その具体的な内容につきましては、毎年度の予算編成の中でさらに詳細を検討し、議会にお諮りする予定としております。</p> |

| | | | | |
|----|-----|--|------------|---|
| 51 | 用途 | <p>宿泊税の導入に関しまして、その必要性は市が考えている通り、将来的に税収が減ることが目に見えている中で、絶対的に必要なものだと思います。ただ、前回の宿泊税の導入に関する説明会に参加した上で、時期尚早ではないかと考えています。導入してから考えていくのではなく、導入する前にしっかりと必要性、用途をもっと幅広く議論し、意見を集めてから導入しても良いのではないかと考えます。</p> | ②意見として承ります | <p>宿泊税の導入につきましては、令和元年より市内における議論が始まり、令和5年度からはさらに詳細な検討を積み重ねてまいりました。</p> <p>宿泊税の検討にあたりましては、市が策定した「観光を活用した持続可能な地域づくり方針」を踏まえ、市内の観光振興の中心的な団体が主導し、主要な関係団体が参画した「観光ビジョンを実現するための新たな財源を検討するプロジェクトチーム」が設立され、民間主導による観光ビジョンの策定や新たな財源について市も参画することで、官民一体となった検討が行われてきました。</p> <p>宿泊税の用途につきましては、観光振興だけでなく、環境保全や文化振興、危機管理など、市民生活の向上に資する事業にも活用する方針としており、その具体的な内容につきましては、毎年度の予算編成の中でさらに詳細を検討し、議会にお諮りする予定としております。</p> <p>今後も引き続き様々な意見を伺いながら検討を進めていくとともに、導入後においても定期的に制度の検証を行ってまいります。</p> |
| 52 | 用途 | <p>宿泊税の用途が5つの事業と賦課徴収に要する経費と特別徴収義務者への支援として活用するとあるが、特に5つの事業として明示される事項において、「インバウンドへのこと」、そして「支所地域のこと」がキーワードになっている。それだけ特に対策の必要度、切迫度を感じる。なかでも支所地域のこの10数年間あまりの生活と産業形成による環境は目まぐるしく変化を続け、その状況は上向きではない急降下での下向きであると断言できるほど、厳しい現状を、市としてどの程度の理解と行動力による伴走がされてきたのか、市民の眼前には映りこんでいない。今更、間に合うのかという大きな不安を抱いてしまうのは、私たちだけでしょうか。よって、「何を掘り起こし、何を強化」するのか、もっと判りやすい表現と具体度を求めるが、どのようにされるのかを示されたい。…定番の総花的な飾り文句使いでは、何らの変革は実現されてもいないが、どう考えているのかも示されたい。</p> | ②意見として承ります | <p>市が策定した観光を活用した持続可能な地域づくり方針では、先人たちの努力により脈々と受け継がれてきた飛騨高山の歴史や文化、自然を市民一人ひとりが享受するとともに、裾野が広く、地域の人材・資源・産業を有効に活用できる観光の特徴を活かした地域づくりを発展させることで、国内外から選ばれ続ける、住んでよし、訪れてよしの「国際観光都市飛騨高山」の実現を目指すことを明確化し、今後取組みを進めることとしていきます。</p> <p>市では、支所地域の特色を活かした活性化に向け、例えば、松本高山BigBridge構想に伴う中部山岳国立公園周辺エリアの活性化に向けた取組みやインバウンド対応を含む課題把握や周遊性向上のための事業化、飲食店調査など、市内の関係者や関係団体、国、県などと連携を図りながら、一つずつ取組みを進めているところです。</p> |
| 53 | 入湯税 | <p>税の使い道として現状の入湯税とは明確な区分を行い、市民に開示することを考慮すべき</p> | ②意見として承ります | <p>宿泊税の用途につきましては、観光振興だけでなく、環境保全や文化振興、危機管理など、市民生活の向上に資する事業にも活用する方針としており、その具体的な内容につきましては、毎年度の予算編成の中でさらに詳細を検討し、議会にお諮りする予定としております。</p> <p>入湯税につきましては、これまで観光振興の財源として活用させていただいておりましたが、宿泊税の導入に伴い、入湯</p> |

| | | | | |
|----|-----|--|------------|---|
| | | | | 税特別徴収義務者の属する団体などが行う鉱泉源の保護管理施設の整備、維持管理等への支援や市が行う環境衛生施設の整備、維持管理等へ使途を見直すこととしており、その具体的な内容につきましては、毎年度の予算編成の中で詳細を検討し、議会にお諮りする予定としております。 |
| 54 | 入湯税 | 入湯税の見直しの記述がありません。宿泊税のみにして、入湯税は廃止してください。 | ②意見として承ります | 入湯税は、国の地方税法で定められた入湯行為に課税される法定目的税であり、廃止することはできないため、特別徴収義務者や宿泊者の皆様のご理解を得られるよう、周知に努めてまいります。 入湯税につきましては、これまで観光振興の財源として活用させていただいておりましたが、宿泊税の導入に伴い、入湯税特別徴収義務者の属する団体などが行う鉱泉源の保護管理施設の整備、維持管理等への支援や市が行う環境衛生施設の整備、維持管理等へ使途を見直すこととしており、その具体的な内容につきましては、毎年度の予算編成の中で詳細を検討し、議会にお諮りする予定としております。 |
| 55 | 入湯税 | 同時に温泉を持っている施設については宿泊者 1 名に対して入湯税も必要ということで、宿泊者にとっての負担が大きくなるため、入湯税の減額等も検討いただきたい | ②意見として承ります | 入湯税につきましては、これまで観光振興の財源として活用させていただいておりましたが、宿泊税の導入に伴い、入湯税特別徴収義務者の属する団体などが行う鉱泉源の保護管理施設の整備、維持管理等への支援や市が行う環境衛生施設の整備、維持管理等へ使途を見直すこととしており、そのための財源として必要であることから、入湯税額は 150 円のままといたします。特別徴収義務者や利用者の皆様のご理解が得られるよう、周知に努めてまいります。 |
| 56 | 入湯税 | 宿泊税の導入に関連する「観光振興」による法定目的税の入湯税の使途は法定目的から市は平成 23 年度以降、特定団体への 1 億円補助金を継続しているが、特段の検証や見直しについて、宿泊税案による推定税額は 4 億円超が見込まれることにも鑑みて、入湯税使途は総合計画による重要な検討事項であったと認識する、全体的な調整として、宿泊税を含めた議論などを公開して、その判断についても説明する義務があると判断できるが、宿泊税導入案の機会を契機にして不可分一体な事項として示されたい。 | ②意見として承ります | 入湯税につきましては、これまで観光振興の財源として活用させていただいておりましたが、宿泊税の導入に伴い、入湯税特別徴収義務者の属する団体などが行う鉱泉源の保護管理施設の整備、維持管理等への支援や市が行う環境衛生施設の整備、維持管理等へ使途を見直すこととしており、その具体的な内容につきましては、毎年度の予算編成の中で詳細を検討し、議会にお諮りする予定としております。 |
| 57 | 入湯税 | 既存の入湯税について、自国に同様の文化がないような国からの顧客から理解が得られずクレームとなるなど、従業員のストレスの要因になっている。宿泊税導入にあたり、入湯税と宿泊税の双方が課税対象となる場合、上記のような顧客とのトラブルが発生する頻度が高くなると考えられる。宿泊税を導入する場合は入湯税を廃止す | ②意見として承ります | 宿泊税の導入にあたり、特別徴収義務者となる宿泊事業者の皆様には、予約や受付時での説明、宿泊税に係る帳簿の作成、税の申告や納入など、新たな負担をおかけすることとなりますが、市では、特別徴収義務者に対する初期費用や納期内納入に対する支援制度の創設、国内外から訪れる宿泊者の皆様に対する周知などに丁寧に取り組むことで |

| | | | | |
|----|-----|--|------------|---|
| | | る、もしくは双方の目的を果たせる税の一本化を行うなど、課税対象者が理解しやすいシンプルな形となるよう検討をお願いします。 | | 負担軽減を図ってまいります。 入湯税は、国の地方税法で定められた入湯行為に課税される法定目的税であり、廃止することはできないため、特別徴収義務者や宿泊者の皆様のご理解を得られるよう、周知に努めてまいります。 |
| 58 | 支援策 | 特別徴収義務者(宿泊事業者)への支援について、納期内納税額の3%を交付することを宿泊税の先行自治体並びに検討自治体とを比較すると、支援交付金の最大限度額50万円から200万円の範囲とすることが多いが、交付額1件あたりの最大限度額の設定についての説明と市は設定しない理由を示されたい。 | ②意見として承ります | 宿泊税の導入にあたり、特別徴収義務者となる宿泊事業者の皆様には、予約や受付時での説明、宿泊税に係る帳簿の作成、税の申告や納入など、新たな負担をおかけすることとなりますが、市では、特別徴収義務者に対する初期費用や納期内納入に対する支援制度の創設、国内外から訪れる宿泊者の皆様に対する周知などに丁寧に取り組むことで負担軽減を図ってまいります。 特別徴収義務者交付金の詳細につきましては、予算編成の中でさらに詳細を検討し、議会にお諮りする予定としております。 |
| 59 | 支援策 | 自治体運営上、町レベルではなく、市レベルに拠る交付率で納税額の2.5%に抑制して、条例制定直後の5年間は3%にする制度が少なくない。市は税額全体の総額が4億円越の全体像から思慮すると当初から3%とするだけの総額表示にした理由を説明することを比較論を含めて客観性を以て示されたい。 | ②意見として承ります | 特別徴収義務者交付金の詳細につきましては、予算編成の中でさらに詳細を検討し、議会にお諮りする予定としております。 特別徴収義務者交付金の設定につきましては、本市は、外国人宿泊者の割合が高く、特別徴収義務者における外国人宿泊者に対する周知や徴収事務の負担が他の自治体と比較し大きいことなどを勘案したものです。 |
| 60 | 支援策 | 宿泊施設では宿泊に関するホテルシステムを使っているところが多いが、そのシステムの改修に費用がかかることがある。その費用については一定負担がないようにしていただきたい。 | ②意見として承ります | 宿泊税の導入にあたり、特別徴収義務者となる宿泊事業者の皆様には、予約や受付時での説明、宿泊税に係る帳簿の作成、税の申告や納入など、新たな負担をおかけすることとなりますが、市では、特別徴収義務者に対する初期費用や納期内納入に対する支援制度の創設、国内外から訪れる宿泊者の皆様に対する周知などに丁寧に取り組むことで負担軽減を図ってまいります。 宿泊税導入に係るシステム整備助成の詳細につきましては、予算編成の中でさらに詳細を検討し、議会にお諮りする予定としております。 |
| 61 | 支援策 | 特別徴収義務者支援は部分的に賛成。納期納入額の交付は事務手間分の人件費を補い、市民の収入向上に貢献するため賛成。一方、システム整備費の補助については議論が必要。機器購入ではないシステム調整の場合、事業者ごとの差異が大きくなり、平等な補助ができない。安易に機器やシステム更新費用を助成することは避けるべき。 | ②意見として承ります | 宿泊税の導入にあたり、特別徴収義務者となる宿泊事業者の皆様には、予約や受付時での説明、宿泊税に係る帳簿の作成、税の申告や納入など、新たな負担をおかけすることとなりますが、市では、特別徴収義務者に対する初期費用や納期内納入に対する支援制度の創設、国内外から訪れる宿泊者の皆様に対する周知などに丁寧に取り組むことで負担軽減を図ってまいります。 宿泊税導入に係るシステム整備助成の詳細につきましては、予算編成の中でさらに詳細を検討し、議会にお諮りする予定としております。 |

| | | | |
|----|-----|---|---|
| 62 | その他 | <p>観光事業関連の過去の検証はしているのか？ 例えば、コロナ禍で外国人 YouTuber に数百万円の報酬を支払い、高山市の観光 PR 動画の作成依頼の経緯・検証はされているのか？ Eatown の建設の必要性、その後に関して、検証はされているのか？ 行人橋の建設の必要性、建設前後の観光客の流動性の偏移についての検証はされているのか？ 一部の、特定の地域に利益が還元されない施策であると感じています。</p> | <p>②意見として承ります</p> <p>高山市は、先人たちの努力により脈々と受け継がれてきた飛騨高山の歴史や文化、自然を市民一人ひとりが享受するとともに、裾野が広く、地域の人材・資源・産業を有効に活用できる観光の特徴を活かした地域づくりを発展させることで、国内外から選ばれ続ける、住んでよし、訪れてよしの「国際観光都市 飛騨高山」の実現を目指すこととしています。 高山市の観光は、地域における雇用の確保や経済波及効果など、市内経済にとって必要不可欠な産業であり、今後、持続可能な地域づくりを実現するためには、国際観光都市として成熟した飛騨高山の観光の強みを、市のまちづくり全般に波及させていく必要があり、そのための財源として宿泊税を導入させていただきたいと考えております。 市が行う事業につきましては、毎年度の決算の際に検証し、議会の決算認定をいただくとともに、次年度以降の予算編成に活かしております。 いただいたご意見につきましては、関係部局と共有を行い、今後の市政運営に反映してまいります。</p> |
| 63 | その他 | <p>コロナ禍における宿泊関連の非組合員に対する差別。 コロナ禍において、高山市で実施した、宿泊施設に対する支援事業。こちらは何かしらの組合に属していないと支援が受けられず、公金による支援のはずなのに、やはり一部の人にしか利益が還元されず、当時の観光課長に抗議に行きましたが、「組合に入るように」の一点張りでした。ここにきて、全ての宿泊施設に「宿泊税に関して、ご理解とご協力をお願いします」というのは。</p> | <p>②意見として承ります</p> <p>高山市は、先人たちの努力により脈々と受け継がれてきた飛騨高山の歴史や文化、自然を市民一人ひとりが享受するとともに、裾野が広く、地域の人材・資源・産業を有効に活用できる観光の特徴を活かした地域づくりを発展させることで、国内外から選ばれ続ける、住んでよし、訪れてよしの「国際観光都市 飛騨高山」の実現を目指すこととしています。 高山市の観光は、地域における雇用の確保や経済波及効果など、市内経済にとって必要不可欠な産業であり、今後、持続可能な地域づくりを実現するためには、国際観光都市として成熟した飛騨高山の観光の強みを、市のまちづくり全般に波及させていく必要があり、そのための財源として宿泊税を導入させていただきたいと考えております。 いただいたご意見につきましては、関係部局と共有を行い、今後の市政運営に反映してまいります。</p> |
| 64 | その他 | <p>日帰り観光客もたくさんいます。納税者に過度な負担とならないように、日帰り入浴施設・売店・食堂からも、観光税として、売上の1~2%の徴収してください。</p> | <p>②意見として承ります</p> <p>市の行政サービスによる受益者は市民や来訪者のすべてとなりますが、宿泊者は市内での滞在時間が長いことや、課税対象として適正に把握が可能であることから、宿泊税により、宿泊者の皆様にご負担をお願いするものですので、ご理解願います。</p> |
| 65 | その他 | <p>「宿泊税の導入」について 下記の通り、市民意見をします。まずは、「留意事項」にある「ご意見は整理した上で公表する。」ことについて、意見者の真意や意図したニュアンスが反映されない要約や整理はパブコメの意</p> | <p>②意見として承ります</p> <p>ご意見につきましては、一部の固有名詞を相手方への配慮から「■■■」と修正させていただくなど、最低限の変更を行っているものの、基本的に原文のまま掲載させていただいております。 いただいたご意見につきましては、関係</p> |

| | | | | |
|----|-----|--|------|--|
| | | 義を損ねる要因であり、整理する範囲を事前に明確かつ明示されなければ、受忍できないものであり、これについての説明責任を果たされたい。よって、以下の、具体の意見を述べますが、その意見者の真意と意図が十分にくみ取られることを前提として記述します。 | | 部局と共有を行い、今後の市政運営に反映してまいります。 |
| 66 | その他 | 直接回答はしないとありますが、間接的にも回答しないのか？この意見にも回答はないのですね。 | ④その他 | 回答につきましては、お寄せいただいた意見を整理したうえで、検討結果及びその理由を公表するとともに、直接回答を行わない旨を募集の際にお知らせしておりますのでご理解願います。 いただいたご意見につきましては、関係部局と共有を行い、今後の市政運営に反映してまいります。 |
| 67 | その他 | 内容の確認は電話ではなくメールでお願いします。 | ④その他 | 回答につきましては、お寄せいただいた意見を整理したうえで、検討結果及びその理由を公表するとともに、直接回答を行わない旨を募集の際にお知らせしておりますのでご理解願います。 いただいたご意見につきましては、関係部局と共有を行い、今後の市政運営に反映してまいります。 |